

契約段階における「労務費の基準」の運用方針(案)

運用方針の基本的な考え方

- ◆改正後の建設業法第20条では、受注者に対して、労務費等の内訳を記載した見積書を作成するよう努力義務を課すとともに、注文者に対して、見積書の内容を考慮するよう努力義務を課している。
- ◆見積書の作成にあたっては、労務費について、改正後の建設業法第34条に基づき作成・勧告される「労務費の基準」を目安として適正な範囲で見積もることが必要。

(建設工事の見積り等)

- 第二十条 **建設業者は**、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの**材料費、労務費及び**当該建設工事に従事する労働者による**適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの**(以下この条において「材料費等」という。)その他当該建設工事の施工のために必要な経費の**内訳**並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を**記載した建設工事の見積書**(以下この条において「材料費等記載見積書」という。)を作成するよう努めなければならない。
- 4 建設工事の**注文者は**、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載**見積書の内容を考慮するよう努める**ものとし、建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。

 改正法の施行に当たり、労務費の基準に基づく新たなルールの運用方針について、国がガイドラインで定める予定。

- | | |
|---------------------|-----------|
| ① 基準に関する基本的な考え方・取扱い | (方針1～7) |
| ② 見積書の作成に係る受注者の対応 | (方針8～13) |
| ③ 見積書の作成に係る注文者の対応 | (方針14～20) |

本日のWGでは、特に以下の事項についてご議論いただきたい。

- ・第3回WGで委員間で相異なるご意見があり、改めて事務局で案を作成した事項(2ページ～)

その他、必要に応じ、以下の事項についてのご意見をいただきたい。

- ・第3回WGでのご意見を受けて、事務局で案を作成した事項(10ページ～)

第3回WGで委員間で相異なるご意見をいただいた事項

契約当初に取り決めた額から精算は必要ない

実際にかかった額との精算が必要

- 元請の責任で見積書を作成したのに、かかった費用を実費精算的に発注者が払わなくてはならないとなるのであれば、大きな商慣習の変更になる。
- 賃金として実際に払われた分しか注文者から労務費として認めないこととなってしまうと、少ない人工で作業を完了させるといった、受注者の企業努力によるインセンティブが失われる可能性がある。
- 効率的に仕事を仕上げた人が高い給料をもらえる仕組みにしないと、優秀な人から業界を辞めていくことになる。

- 精算をする場合に、精算時点で適切な労務費が確保されているかが検証されるべき。また、設計図書の確定を段階的に進めていく中で、契約時点では適正だったとして、最終的にも適正かについても検証すべき。
- 見積り時よりも実際の施工が効率悪くなされた場合、見積り時に想定されていた労務単価より実際の支払い時に適用される単価が安くなってしまうが、今回の法改正の趣旨からすると適切ではないのではないのか。

- 長期工事の場合は、当初見積りから将来の値上がり分を織り込んだ見積りをすることを標準とする必要。

(本日も議論いただきたい点)

- 契約時に取り決めた労務費と完工時までに実際に必要となった労務費・賃金が異なった場合の扱いについてどうすべきか。(方針6～8)

運用方針①(基準に関する基本的な考え方・取扱い)

方針6：精算時の考え方について

修正

- 基準に基づく新たなルールの下においても、建設工事の請負契約としての性質は変わらない。
- 従って、受注者において、契約時に見込んだ労務費と実際の施工時に要した労務費に差分が生じた場合であっても、そのリスク及び利益の帰属は受注側にあるものとし、基本的にその差分の精算が想定されるものではない。
- 一方で、契約当事者双方の責めに帰さない労務費の変動等の事情が生じた場合や、施工対象物の増減等の注文者都合による契約内容変更が生じた場合には、当事者の協議により、契約変更及び当初契約に基づく契約額との精算を行われるべきものである。

※見積り条件が変更になった場合の取扱いについても同旨

運用方針①(基準に関する基本的な考え方・取扱い)

方針7：長期間にわたる工事において、見積り（契約締結）時以降に労務価格が高騰した場合の考え方について

新規

【見積り時にあらかじめ価格高騰が予想されている場合】

○ 改正後の建設業法（第20条の2第2項）及びその施行規則（規則第13条の14）において、建設業者は、その請け負う建設工事について、請負代金の額に影響を及ぼす労務の供給不足又は価格高騰が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされている。

○ この通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する事象が発生した場合には、注文者に対して、契約書の法定記載事項として位置づけられている請負代金額の変更条項に基づき、契約変更の協議を申し出ることができ、その際、注文者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならないこととなることが法律上位置づけられている。

【事前に通知されていなかった価格高騰が発生した場合】

○ 契約締結後に、【契約時には予期され得なかった】労務費の上昇があった場合には、事前通知があった場合に準じて、契約書の法定記載事項として位置づけられている請負代金額の変更方法に基づき、契約当事者間での変更協議がなされることが期待される。

○ この際、労務費上昇により原価が請負代金額を上回った場合に、請負契約書の注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して、請負人の申し出た請負代金の変更協議に応じず、必要な契約変更を行わなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となったときも、法第19条の3第1項に違反するおそれがある。

運用方針②(見積書の作成に係る受注者の対応)

方針8：受注者が、再下請負先からあらかじめ見積りを取らずに、注文者に対して見積書を提出する場合の取扱いについて

修正

- 受注者が、注文者との契約締結段階において、再下請負先からあらかじめ見積りを取らずに注文者に見積書を提出することも現に行われているところ、基準に基づく新たなルールの下においても、このような見積書の提出を行うことは差し支えない。
- この際、受注者は、再下請負先施工分を含め、基準に基づき必要相当と考えられる労務費額を見積り、注文者に提出することとする。受注者は、契約条件の変更等がない限り、この見積もり額での施工について責任を負うこととする。
- このような場合において、工事受注後(労務費分も含めて請負金額確定後)に、事前に見積りをとっていなかった再下請負先から、注文者側が想定していたよりも多額の労務費を請求されたとしても、受注者は自らが負担して適正金額を再下請負先に支払うことを原則とする(※1)。
- この際、受注者が、契約総額を増額することについて注文者と協議することは否定されないが、注文者においては、それに応じる責務はない(※2)。また、再下請負先の見積りが基準に照らして適正な金額である場合には、注文者が上位契約の額を理由として下請契約の労務費の見積もりの減額を依頼すること(又は総額として原価割れとなる契約とする)は、建設業法違反の行為となりうる。

(※1) 住団連の自主行動計画では「売価と工事原価は別物であり、元請の利益低下を下請からの見積工事原価に対するダンピングで回収することはない」旨の記載があり、これと同様の考え方

(※2) 契約当初に予見し得なかった事情が生じたことに起因する労務費の上昇に係る価格転嫁については、契約初頭にに基づく対応が必要。

【論点②】受発注者合意の下での安価な見積もりの取扱い

安価な見積りを制限
するべき

安価な見積りを制限
する必要はない

- 「次の仕事」がないと何らかの理由を付けて値段が下げられていく。そのようなことを許さない考え方にすべき。
- 業界文化とか商慣習というものを大きく変えるというタイミングで、結局いろいろな理由をつけてやらない、うまく逃れてしまうということがないように見極める必要がある。
- ダumping防止のために、労務単価水準を基準にするという原則をずらさないことが重要。

- 仕事を請けないと会社が立ちゆかなくなるような場合に、安くとも仕事を請けるという経営判断もあるのではないか。
- 発注者側から生産性を上げるような提案をしたり、発注者側から何らかのサービスを提供するような形で、「労務費の基準」より低いものを、発注者・受注者が合意の上で見積もっていくということは可能とならないか。

- 下請に依頼した見積書の価格が想定より低い場合、元請として断る理由もないが、効率化によるのかダumpingか判断できない。

(本日も議論いただきたい点)

- 以下を基本的な考え方としてよい。 (方針9・19・20)
 - 労務費等について、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる額より著しく下回る額として見積もることは、理由の如何を問わず、認められないこと (値下げは利潤相当額の範囲)
 - 注文者から減額交渉をする場合も、労務単価を切り下げようとする交渉は認められないこと
 - 安価な見積りを受け取った注文者は、それが不当であることを把握した場合、「駆け込みホットライン」等に通報することが期待されること

運用方針②（見積書の作成に係る受注者の対応）

方針9：受注者側から、いわゆる「お得意様価格」や、閑散期における値引き等により安価に見積ることの取扱いについて

新規

- 受注者が材料費等記載見積書に記載する材料費、労務費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費、労務費等の額を著しく下回るものであってはならない。
- 受注者が、特定の発注者との関係構築や、閑散期における受注等を目的として、総価として通常より安価な契約をすること自体は否定されないが、そのような場合であっても、請負代金の総価は建設業法第19条の3の「通常必要と認められる原価」（当該工事の施工地域において当該工事を施工するために一般的に必要と認められる価格（直接工事費、共通仮設費及び現場管理費よりなる間接工事費、一般管理費（利潤相当額は含まない。）の合計額）以上のものである必要がある。
- 従って、このような値引きの原資は受注者の利潤相当額の範囲から充てられる必要がある。

運用方針③(見積書の作成に係る注文者の対応)

方針19：注文者が生産性向上を提案する場合の取扱い

新規

- 注文者が、受注者との価格交渉の中で、減額交渉と併せて生産性向上に向けた具体的な提案を行うことは一概には否定されない。
- この場合、基準に基づく新たなルールにおいて、
 - ・労務費は、労務単価×歩掛の計算式によって計算することとしているところ、あくまで歩掛部分の改善に係る提案である必要があり、労務単価を公共工事設計労務単価水準以下とすることを求めることは、基準を著しく下回るような見積り変更依頼に該当する
 - ・また、無根拠かつ一方的に施工期間の短縮を求めることは、法第19条の5第1項に違反するおそれがあることに留意する必要がある。

方針20：注文者が基準を下回る水準の労務費での見積書を受け取った場合取るべきアクションについて

新規

- 基準に基づく新たなルールにおいては、受注者が基準の想定を下回る水準の労務費等を記載した材料費等見積書を注文者が受け取ったとしても、注文者に具体的な作為義務が生じるものではない。
- また、注文者が当該見積書に記載された価格を元に請負契約を締結したとしても、当該契約の効力に影響を与えるものではない。
- 一方で、このような場合、受注者の行為は法第20条第2項違反の見積り又は法第19条の3第2項違反のダンピング受注に該当する恐れがあることを踏まえ、注文者又はそのような見積り・契約を把握した者は、「駆け込みホットライン」等に通報することが期待される。

第3回WGでのご意見を受けて、事務局で案を作成した事項

論点①②に係る部分以外の第3回WGでの主なご意見（赤字は本日ご議論いただきたい点）

【基本的な考え方】

- ◆ 労務費の基準の算出イメージと、CCUSのレベルに応じた賃金の支払いについて関係を示してほしい。
⇒方針1として基本的な考え方について新規追加したところ、ご意見いただきたい

【労務費の基準と異なる額での労務費の見積りの取扱い】

- ◆ 労務単価・歩掛りの両方を低くした見積りの扱いについては×とすべき。
⇒方針2を修正したところ、ご意見いただきたい

【見積書の保存】

- ◆ 見積書や交渉の記録の保存ルールをガイドライン等で示す必要。
⇒方針5として保存ルールについて新規追加したところ、ご意見いただきたい

【見積り時の対応】

- ◆ 設計図書の確定を施工段階で進めていくことについても、ガイドライン等に反映する必要。
⇒方針13を修正したところ、ご意見いただきたい
- ◆ 注文者から価格を提示される場合、労務費の基準の算出根拠となる歩掛りや労務単価の参考明示が必要。
⇒方針17を修正したところ、ご意見いただきたい
- ◆ 発注者から受注者に生産性を上げる提案を行い、労務費の基準より低い金額で合意することも容認すべき。
⇒方針19として注文者が提案を行う場合の扱いについて追加したところ、ご意見いただきたい

運用方針①（基準に関する基本的な考え方・取扱い）

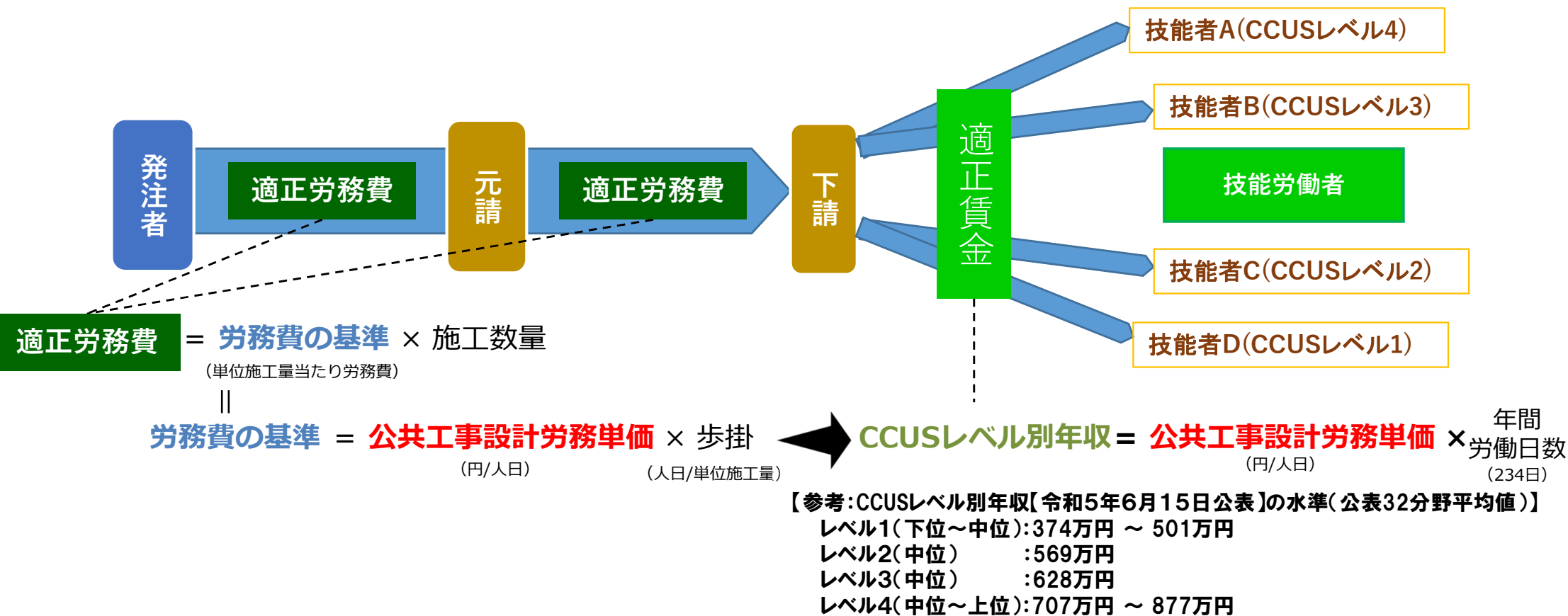
新規

方針 1：労務費の基準の概要

- 「労務費の基準」は、建設工事の請負代金が総価一式で定められる中で、技能者への適正な賃金支払いに必要な労務費（賃金の原資）を、請負契約の重層構造の中で適正に確保する観点から定めるもの。
- 基準は、技能者の賃上げにつながるよう、公共・民間工事問わず、公共工事設計労務単価を基礎として計算された労務費が、技能者を雇用する事業者まで支払われるような水準で労務費の基準を設定することとする。
- 具体的には、工事の完成を請け負うという請負契約の労務費の目安として、下請工事の請負の単位となる技能者の職種ごとに、 $\text{労務単価(円/人日(8時間))} \times \text{歩掛(人日/単位あたり施工量)}$ の計算式によって、単位施工量あたりの労務費として示す。この際、労務単価については、公共工事設計労務単価を適用するとともに、歩掛については、国交省直轄工事における標準的な施工条件等を前提とした標準値として設定される。
- 従って、個々の工事においては、現場ごとの施工条件や、個社の能力を踏まえて、労務費を適切に計算される必要がある。受注者がこの基準を著しく下回る労務費によって見積ることや、注文者が、この基準を著しく下回る事となるような見積り変更依頼をすることは禁止される。
- 基準に基づく見積りのルールは、公共工事・民間工事の別、職種や下請次数、建設業団体、会社規模等を問わず適用されることとなり、建設工事の請負契約の締結に際しては、労務費の基準を参照し、当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳を明示した材工分離の見積書（材料費等記載見積書）を活用した見積りの実施に努めることが必要。また、見積書を受け取った注文者は、その内容を考慮（・尊重）することが必要。
- 受注者による見積りと注文者によるその尊重によって契約段階で確保された労務費が、技能者を雇用する事業者を支払われた上で、技能者の能力に応じた賃金（CCUSレベル別年収）として支払われることを目指す。

「労務費の基準」「公共工事設計労務単価」「CCUSレベル別年収」の関係(イメージ)

- ◆ 労務費の基準については、公共工事設計労務単価に歩掛を乗じ、公共工事設計労務単価水準の労務費（賃金の原資）を、技能者を雇用する下請企業が確保できる水準で設定する方針。
- ◆ CCUSレベル別年収は、建設キャリアアップシステム（CCUS）の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収（週休2日を確保した労働日数：234日ベース）を試算し、公表するもの。
- ◆ この点で、技能者を雇用する建設業者が、労務費の基準を踏まえた労務費（公共工事設計労務単価水準の賃金の原資）を確保できるようにすることが、建設業者においてCCUSレベル別年収水準の賃金を技能者に支払える環境整備につながる。



運用方針①(基準に関する基本的な考え方・取扱い)

方針2：労務費の基準と異なる額での労務費の見積りの取扱いについて（総論）

修正

- 前提として、方針1に記載されたとおり、労務費の基準は標準的な施工条件等を前提として設定される標準値であり、個々の現場ごとの施工条件や、個社の能力を踏まえて、労務費を適切に計算する必要がある。

【基準が想定する施工条件と異なる条件下での工事の場合】

- たとえば、小ロット工事など、基準が想定する施工条件よりも歩掛が悪くなる工事では、基準よりも高い労務費が適正となる。このため、受注者は、施工条件を踏まえ、労務費を基準より高く見積もる必要がある。
- 一方、大ロット工事など、基準が想定する施工条件よりも歩掛が良くなる工事では、基準よりも低い労務費が適正となる。このため、発注者は、施工条件を踏まえて合理的な範囲で、労務費を基準より低くできないか交渉しても差し支えない。【15ページ参照】

【基準と同じ施工条件下において、基準より低く見積もる場合】

- この場合、基準を下回る水準で見積もることは、原則として不適正となる。また、基準を著しく下回る水準で見積もることは、違法となる。
- なお、受注者が、機械導入等により、基準が想定する歩掛よりも、歩掛(生産性)を改善することで、基準よりも低い労務費の額で見積りを行うことは差し支えない。その場合には、実際にその歩掛で施工できる理由について、注文者や建設Gメンに対して疎明できることが必要であり、無根拠に歩掛を割り引いて見積りをすることは「著しく低い労務費での見積り」として建設業法違反となるおそれがある。【16ページ参照】

【基準と同じ施工条件下において、基準より高く見積もる場合】

- 基準における労務単価は、各職種の平均的な能力の技能者が施工する場合を仮定して、公共工事設計労務単価を採用している。この際、能力の高い技能者(ないしチーム)が施工する場合や、技能者の需給が逼迫している場合に、受注者が、基準よりも高い労務費の額で見積り・交渉を行うことは認められる。
- 一方、基準と同額あるいは高額の見積りであっても、その内訳が、労務単価部分を低く、効率を悪くするものであれば、技能者への適正水準の賃金支払いを担保する観点から不適正である。【17ページ参照】

【例】ある職種について、労務費の基準が15万円の場合

※数字は議論用の値であり架空のもの

150,000円/t

労務費の基準の値

計算方法

30,000円/人日

公共工事設計労務単価の値

×

5人日/t

標準的な歩掛の値

個々の工事での見積り・契約…**施工条件が悪い現場**の場合（例：標準的なケースよりも小ロット工事の場合）

180,000円/t

計算方法

30,000円/人日

×

6人日/t

標準的なケースよりも手間がかかる工事の場合には、歩掛が悪くなり、「労務費の基準」よりも高い労務費で見積りを行うことが適正となる。
ただし、受発注者間において歩掛の妥当性について交渉することは否定されない。

個々の工事での見積り・契約…**施工条件が良い現場**の場合（例：標準的なケースよりも大ロット工事の場合）

120,000円/t

計算方法

30,000円/人日

×

4人日/t

標準的なケースよりも手間がかからない工事の場合には、歩掛がよくなり、「労務費の基準」よりも低い労務費で見積りを行うことが適正となる。
ただし、受発注者間において歩掛の妥当性について交渉することは否定されない。

【例】ある職種について、労務費の基準が15万円の場合

※数字は議論用の値であり架空のもの

150,000円/t

労務費の基準の値

計算方法

30,000円/人日

公共工事設計労務単価の値

×

5人日/t

標準的な歩掛の値



個々の工事での見積り・契約…受注者が労務費の基準よりも低く見積もる場合

※施工条件は基準が想定する場合と同様と仮定

基本的に

60,000円/t

計算方法

30,000円/人日

×

2人日/t

機械導入等で生産性を上げる（歩掛をよくする）ことで、労務費を縮減することは認められる。
ただし、実際にその歩掛で施工できる理由について、注文者や建設Gメンに対して疎明できることが必要であり、無根拠に歩掛を割り引いて見積りをするのは「著しく低い労務費での見積り」として建設業法違反となるおそれがある。



140,000円/t

計算方法

28,000円/人日

×

5人日/t

労務単価部分を引き下げることで、労務費を縮減することは「著しく低い労務費での見積り」として建設業法違反となるおそれがある。



60,000円/t

計算方法

12,000円/人日

×

5人日/t

労務単価部分を著しく引き下げることで、労務費を縮減することは「著しく低い労務費での見積り」として建設業法違反となる。

【例】ある職種について、労務費の基準が15万円の場合

※数字は議論用の値であり架空のもの

150,000円/t

労務費の基準の値

計算方法

30,000円/人日

公共工事設計労務単価の値

×

5人日/t

標準的な歩掛の値



個々の工事での見積り・契約…受注者が労務費の基準以上に高く見積もる場合

※施工条件は基準が想定する場合と同様と仮定



200,000円/t

計算方法

50,000円/人日

×

4人日/t

40,000円/人日

×

5人日/t

高い技能を有する技能者が施工するとして、労務単価部分が高くなり、結果として労務費が高くなることは適正である。ただし、受発注者間において単価の妥当性について交渉することは否定されない。



150,000円/t

計算方法

20,000円/人日

×

7.5人日/t

修正

※200,000円/t等、基準より高額な見積りでも同様の論点

基準と同額あるいは高額の見積りであっても、その内訳が、労務単価部分を低く、効率を悪くするものであれば、技能者への適正水準の賃金支払いを担保する観点から不適正である

運用方針①(基準に関する基本的な考え方・取扱い)

方針5：見積書の保存について

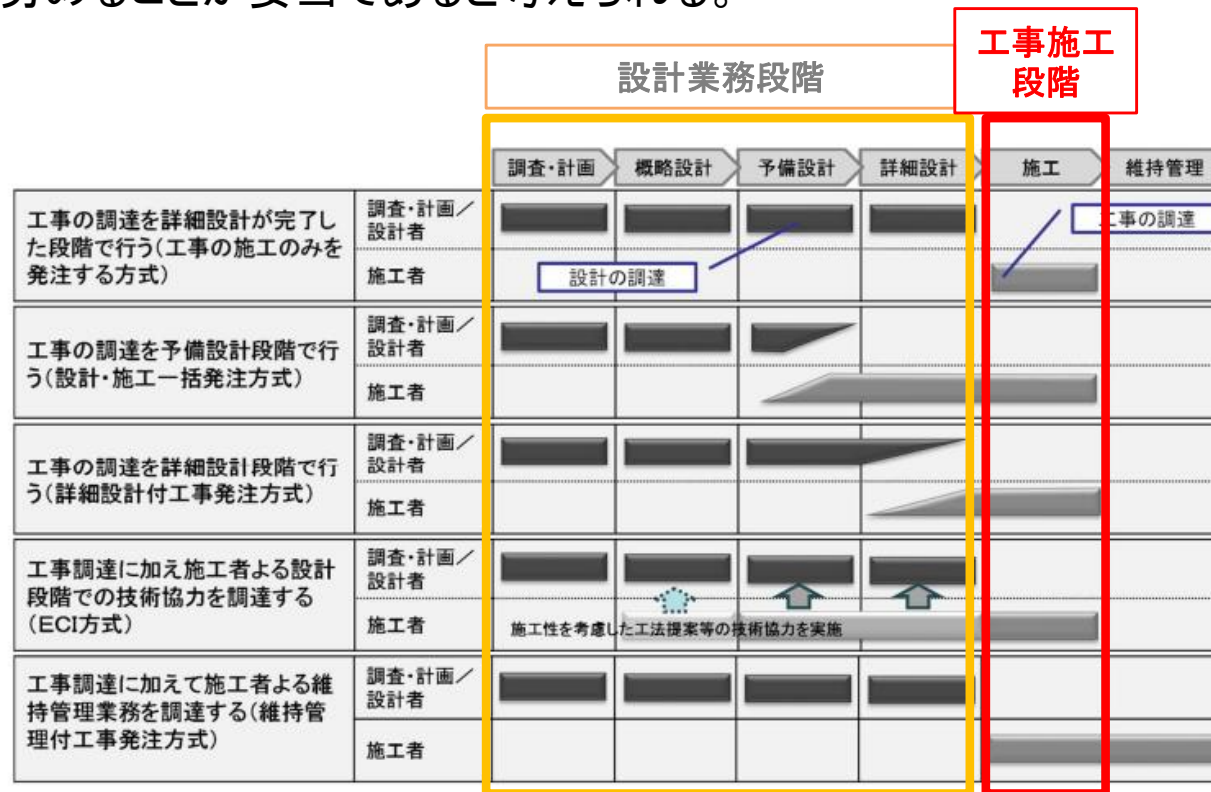
新規

- 基準に基づく新ルールの下、受注者による見積りの労務費ダンピング又は注文者による労務費指値発注が行われていないかを建設業行政として確認可能なものとするため、契約当事者は、契約締結に際して見積書が取り交わされた場合には、当初見積書及び最終見積書について、一定期間保存することを義務付けることとする。
- 具体的には、現在、建設業法第40条の3並びに同法施行規則第26条第2項及び第28条第1項において、建設業者においては、自らが当事者となった建設工事の請負契約書又はその写しについて、当該建設工事の目的物の引渡しから5年間保存することが義務づけられているところ、これと同様の取扱いとする。
- 個人その他の建設業者に当たらない発注者については保存の義務は課さないこととするが、発注者が労務費等が必要額を著しく下回るような見積り変更依頼をした場合には、その者が見積書保存の義務がない者であったとしても、建設Gメンは勧告・公表を行うことがあり得る。
- なお、保存については、契約当事者の書類管理の負担軽減や、建設業行政による確認の容易さの観点からも、電磁的方法によることが望ましい。

運用方針②(見積書の作成に係る受注者の対応)

方針13：DB（デザインビルド）方式その他設計業務と工事施工が一体的に発注される方式による契約における、設計段階での見積りに関する労務費の内訳明示に係る考え方について 修正

- 建設業者が注文者に対して建設工事の見積りを行う際には、どのタイミングのものであっても、労務費や必要経費を内訳明示した材料費等記載見積書の作成の努力義務の対象となる。
- 一方、設計業務と工事施工が一体的に発注される方式による契約の場合等においては、設計・施工を分離する発注においては設計業務に該当する段階（調査・計画、概略設計、予備設計）等の段階における積算は、設計を確定させるための参考値として参照される意味合いが大きいと考えられることから、いわゆる詳細設計が確定した段階（工事着工時点における詳細仕様が一定程度確定した段階）以降の見積りについて、労務費の内訳明示に努めることが妥当であると考えられる。



運用方針③（見積書の作成に係る注文者の対応）

方針17：注文者側が、請負金額（労務費額）を提示して受注者を募集することについて

修正

- 受発注者間の契約締結段階において、受注者が見積書を提出するのではなく、注文者が受注者に発注書（注文書）を送付する等の形式により、注文者が請負代金額（労務費額）を指定して、その提示額で請け負う者のみと契約することも現に行われているところ、基準に基づく新たなルールの下においても、注文者が請負代金額（労務費額）を指定した上で、その額で施工できる者を募集すること自体は差し支えない。
- 一方、このような場合、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することを強要することは禁止されていることに特に留意が必要である。
- また、建設業者である注文者が請負金額を指定して受注者を募集する場合には、改正法第20条第2項の趣旨を踏まえ、注文者は、前提となる工期や施工条件を明示するとともに、労務費額を指定する際には、根拠となる労務単価及び歩掛りを明示することが求められる。

第3回WG資料から大きな変更がない事項

運用方針①(基準に関する基本的な考え方・取扱い)

方針3：労務費の基準における「労務費」に含まれる内容について

- 労務費の基準に盛り込まれる「労務費」については、建設業の技能者の処遇改善に向け、賃金の原資を発注者から下請まで行渡らせる趣旨から、基本的に技能者の賃金相当分の額をその内容とする。
- この際に盛り込まれる「賃金相当額」については、公共工事設計労務単価の考え方に準拠することとし、具体的には、
 - ①基本給相当額(基本給、出来高給)
 - ②各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当(家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等)
 - ③実物給与(通勤用定期、食事の支給)
 - ④臨時の給与(賞与、臨時の賃金、退職金)の①～④相当分を内容とする。

方針4：労務費の基準を使った見積りの対象となる技能者の範囲について

- 基準を用いた、労務費を内訳明示した見積りに際しては、各工事において実際に施工に従事する技能者を対象とすることとする。
- この際、一部の技能者は、施工管理を行う「技術者」としての側面を持つこともある(例：登録基幹技能者、下請の主任技術者)が、これらの者が実際に現場の施工に関わる場合であっても、その名称にかかわらず、その者の施工分も含めて労務費を見積もることとする。

運用方針②（見積書の作成に係る受注者の対応）

方針10：労務費等を内訳明示した見積書の作成慣行がない中小事業者がとるべき行動について

- 改正建設業法に基づく、材料費、労務費及び適正な施工を確保するために不可欠な経費を内訳明示した材料費等記載見積書の作成は、全ての建設業者に対して努力義務とされることとなる。
- 自社の技能者に賃金をいくら支払う必要があって、そのためにいくら労務費を契約上確保する必要があるかを事業主が把握することは、技能者の処遇の改善に当たって重要であり、これまで材料費等記載見積書の作成習慣のなかった事業者においても、業界団体等が提供する標準見積書等の見積書作成支援ツールを活用すること等により、労務費、必要経費等を適切に盛り込んだ見積書を作成する能力を高めることが求められる。
- なお、注文者が提示する発注書等による受注を行う場合であっても同様に、自社として必要となる労務費を把握し、必要額が確保されるよう注文者と交渉することが重要である。

運用方針②(見積書の作成に係る受注者の対応)

方針11：許可不要業者による見積りへの考え方について

- 許可不要の範囲で建設業を営む者については、技能者の処遇改善努力義務(法25条の27②)、見積りの努力義務(法20条①)、著しく低い労務費等による見積りの禁止、注文者による労務費等が著しく低くなるような見積り変更依頼の禁止等の今回新たに設けられたルールは対象外となっている。一方で、こうした許可不要の零細業者こそ、労務費の基準を活用した適正な施工に要する労務費を確保することが必要であり、許可業者と同様に適正契約・材工分離の見積りの実施に努めるものとする。
- なお、注文者側からの総価での原価割れ契約の禁止(法19条の3①)、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告(法41条①)等の規定は全ての建設業を営む者に適用されることとなる。

方針12：PFI契約における、見積りに関する労務費の内訳明示に係る考え方について

- PFI(Private Finance Initiative)とは、官民連携(PPP Public Private Partnership)の一形態で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法であり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」により事業の枠組みが設けられているところ。(内閣府民間資金等活用事業推進室「PFI事業の概要」p.2)
- PFI法に基づく事業契約(PFI事業(PFI法第2条第4項に定める選定事業)に関連して、選定事業を実施するため公共施設等の管理者等とSPC(選定事業を実施する者として設立される法人)が締結する契約)は、PFI事業の内容として公共施設の建設等を含む場合であっても、建設工事の請負契約には該当しないと解される場合であれば、事業契約の締結に関連して、選定事業者は労務費を内訳明示した見積りの努力義務が課されることはない。
- 一方、SPCが選定事業を実施する一環として建設工事の請負契約を発注する場合には、当該契約は建設業法の適用対象となり、受注側からの見積りに係る努力義務規定が適用されることとなる。

運用方針③（見積書の作成に係る注文者の対応）

方針14：注文者側による受注者の見積りへの対応について

- 注文者側においては、受注者側が提出した見積書について、内容を考慮するよう努める必要がある。ただし、受注者側の見積書に記載された労務費等が妥当でないと考えられる場合には、受注者側に見積書の修正を依頼することは差し支えない。
- なお、この際、労務費部分について労務費の基準等に照らして著しく下回ることとなる見積りの修正依頼は禁止されていることに留意が必要であるとともに、見積りを無視し、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することを強要することは禁止されていることに留意が必要である。

方針15：注文者が見積りを提出した者と契約しないことについて

- 注文者側において、受注者側が提出した見積書が高額すぎて妥当でない又は予算に合わないと判断した場合に、見積書を提出した者と契約しないことは差し支えない。
- ただし、注文者が他の者と契約しようとするときに、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することは禁止されていることに留意が必要である。

運用方針③（見積書の作成に係る注文者の対応）

方針16：注文者側から様式を指定して見積りを求める場合について

- 受発注者間の契約締結段階において、注文者が受注者から見積書の提出を求める際、見積書の様式を指定することも現に行われているところ、基準に基づく新たなルールの下においても、注文者が見積書の様式を指定することも差し支えない。
- ただし、この際、受注者側が労務費・必要経費等を内訳明示した見積書の提出を妨げる様式を使用することや、受注者が指定様式と別様にて提出した労務費等を内訳明示した見積書を見積書を無視し、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することを強要することは禁止されていることに留意が必要である。

方針18：適正な見積期間の確保について

- 建設業法第20条第4項においては、注文者は、契約を締結するまで又は入札を行うまでに、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、提示から契約の締結又は入札までに、建設業者が見積りをするために必要な一定の期間を設けなければならないこととしており、その期間については、政令で、原則として、工事1件の予定価格が500万円未満の工事については1日以上、500万円以上5,000万円に未満の工事については10日以上、5,000万円以上の工事については15日以上、の見積期間を確保する必要があるところ。
- 今回の改正において、見積りの重要性が高まるところであり、注文者においては、本政令の規律も踏まえ、改めて、十分な見積期間の確保に留意する必要がある。